

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年6月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800087号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900008号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成24年2月1日)及び取得年月日(平成24年4月21日)の記録を取り消し、平成24年2月及び同年3月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成24年2月1日から同年4月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年2月1日から同年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年2月1日から同年4月21日まで

私は、請求期間についても、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者は、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を平成18年9月1日に取得し、平成24年2月1日に被保険者資格を喪失後、同年4月21日に被保険者資格を再度取得していることが確認できるところ、同社の事業主は、請求者は請求期間についても継続して勤務していた旨回答しており、履歴事項全部証明書上も取締役であることが確認できる。

また、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書により、請求者は、47万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(3万8,568円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社において、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳により確認できる

当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月に係る報酬月額に見合う標準報酬月額と、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることから、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年2月1日から同年4月21日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出しており、保険料について納付していないことを認めていることから、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。